

令和6年能登半島地震により被災された方々への 特別取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。
災害救助法が適用された地域の被災契約者の方には、お申出をいただいた場合、以下のとおりお取扱いをいたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 災害関係保険金等の全額お支払い

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項等は適用せず、災害関係保険金等を全額お支払いいたします。

※約款上、地震等による災害関係保険金・災害入院給付金等を削減または支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこの規定を適用いたしません。

3. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申出により、お手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお支払いをいたします。

4. 入院給付金および手術給付金等のお取扱いについて

被災地の状況をふまえ、このたびの地震によるケガおよび避難にともなう傷病で入院・手術をされたお客さまが、入院給付金・手術給付金等のご請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、つぎのとおりお取扱いをいたします。

(1) 入院給付金等

病院または診療所の発行した領収書等をご提出いただくことにより入院給付金等のお支払いをいたします。

(2) 手術給付金

診療明細書等から手術の内容が判断できる場合には、病院または診療所の発行した診療明細書等をご提出いただくことにより手術給付金のお支払いをいたします。

5. 必要な入院治療を受けられなかった場合のお取扱いについて

当社では、約款の規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金等をお支払いすることとしておりますが、被災地等の事情により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所に入院できないケースが想定されることから、入院給付金等のお支払いについては以下のとおりお取扱いをいたします。

(1) 直ちに入院ができなかった場合

このたびの地震により、入院による治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により直ちに入院することができず、臨時施設等で医師による治療を受け、その後入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金等のお支払いをいたします。

(2) 当初の予定より退院が早まった場合（ケガ、病気の場合を含む）

引き続き入院による治療が必要であったものの、病院等の事情により当初の予定より早い退院を余儀なくされ、その後は臨時施設等で医師による治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金等のお支払いをいたします。

(3) 入院できなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

本来入院による治療が必要であったものの、病院等の事情により入院できず、臨時施設等で医師による治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金等のお支払いをいたします。

6. 新規の契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の免除）

新規の契約者貸付について、以下のとおり特別金利（利息の免除）を適用させていただきます。

対象の契約	災害救助法適用地域（「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法の適用地域）で被災されたご契約者さま
金利	年利 0.0%
特別金利適用期間	2024年7月31日まで
受付期間	2024年1月1日から2024年3月31日まで

以上

<お問合せ窓口>

お客様コンタクトセンター

0120-272-811

受付時間 9:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）